

第1回大府市男女共同参画審議会会議録

日時	令和5年6月7日（水） 午前10時から11時30分まで
場所	205会議室
出席者	委員：笠松千尋、伴浩人、田中剛 田端美知子、磯部法子、田中陽子 助言者：岸智子 事務局：健康未来部長、子ども未来課長、若者女性活躍係長、
欠席者	加藤晃
傍聴人	なし

（敬称略）

1 担当部長あいさつ

今回の審議会では「大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」についてご議論いただきます。この制度のベースには「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」があり、その施策の一つとして実施するものでございます。忌憚のないご意見と審議をお願いいたします。

2 委嘱状交付（机上配布）

3 自己紹介

4 会長、副会長の選任・・・会長：笠松千尋、副会長：田端美知子

5 議題

議題（1）おおぶ男女共同参画プランⅥ令和4年度実績について

事務局：主な変更点を説明。

施策の進捗状況を表す指標について、市民意識調査「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に反対する割合は順次増加している。また、「職場や社会で活躍する女性が増えている」にそう思う割合は減少しているが、以前と変わらないと思う割合が増加している。市職員の月平均時間外数は増加に転じたが、コロナ禍で中止していたイベントの再開とコロナ対応を同時に実施しているためである。また、女性の健康寿命が微減しているが、他市等と比較して大府の女性はメタボ該当者がやや多いと言った現状がベースある。

具体的は事業の進捗においては、「女性の視点を取り入れた防災活動の推進」ではDAIWA防災学習センターで女性防災士から学ぶ防災セミナーを実施している。また、「市民の男女共同参画意識を高める啓発」では石ヶ瀬会館や大府高校でLGBT理解講座を実施している。

他にも、「両立支援制度の充実と利用しやすい職場環境の整備」では働きやすい企業表彰として時短勤務やフレックス勤務制度を実施した企業が表彰されている。「男性の家事育児等への参画促進」では、結婚新生活支援補助金申請時に夫

に家事育児講座に参加していただいております。令和4年度は20組が該当した。

委員：製造業はもっと時間外勤務があるが、市職員の時間外勤務はとても少ない理由はあるのか。

事務局：職員が育休する場合には会計年度職員を補充するなどの対応や、係単位で時間外勤務を見える化し、均等になるようにするなどの工夫をしている。

委員：女性の健康に関して、市民に運動や外出を促すものとして、イベント参加時に配布されるシールを集める一生元気ポイントがあったが終了してしまった。セミナーなどに参加しない人にいかに興味を持ってもらえるのかが重要。

また、DAIWA防災学習センターのセミナーは出前講座のようにし、様々なところで実施したらどうか。

周囲には男女共同参画という言葉を知らない方も多い。

事務局：一生元気ポイントのようなインセンティブ事業では、ポイントがもらえなくなったら、そこでやめてしまう人が多く、運動への動機付けになっていなかった。今は、グループで参加でき、順位を競うなど、誰かを巻き込みながら、かつ、楽しみながら運動できるような事業、大府市健康プログラムのような事業へと変化している。

委員：会社内で大府市健康プログラムをPRしている。最初は参加チームが少なかったが、年を経るごとにチーム数が増えていった。また、ランキングが発表されるので、社員どうし声かけ合うなど、社内コミュニケーションにも役立っている。

委員：大府高校のLGBT理解講座はどのように実施したのか。とても良い取組だと思う。

事務局：大府高校は12月の人権週間に合わせて、全校生徒向け講演会を実施しており、その一環として実施していただいた。本市は講師の選定と派遣を行った。

議題（2）大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

事務局：人権条例や若い世代からの意見をまちづくりに反映させる観点から、「大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を実施する。対象者は性的マイノリティの方々だけでなく、異性カップルも含める。また、同時に子どもや親をファミリーとして宣誓する、ファミリーシップ宣誓もできる。宣誓により利用可能となるサービスは、市営住宅入居申込、災害見舞金、犯罪被害者等支援金、同居の場合の所得証明書の発行や、住民票の続柄で「縁故者」が選べる。保育所等の申込ができる。また、病院での面会などが可能になるように協力をお願いしていく予定である。

委員：外国籍の方でも利用できるのか。障がいを持った方や高齢の方も利用すると思うが、例えば、申請書作成時に代筆することは可能か。

事務局：外国籍の方も利用できる。代筆に関しても、本人の意思確認ができれば利用できる。

助言者：病院との連携では周知を徹底した方が良いか、こういった問題に詳しい方

とそうでない方がいる。また、アドバイザーの活用はどのようなものなのか。法的な問題も生じるかもしれないが、そういったケースでも対応してもらえるのか。

事務局：アドバイザーは制度に関する助言をいただいている。相談については、市が相談を受けて、専門家に繋ぐ方式を考えている。

病院の件に関しては市医師団に説明していくが、「お願い」といったものになる。賃貸などの不動産業者に対しても同様と考える。当事者からは、「認めて欲しい」との意見がでていく。

宣誓制度は法的な拘束力を持たないため、現状できる範囲内として、市で完結するサービスで、まず始めることを考えている。

委員：市外の病院を利用することがあるため、近隣の病院でも理解してもらえるようにしていくべきと考える。

住民票の「縁故者」はあまり見たことがないが、「同居人」と「縁故者」の違いがはっきりしていないと選択できないのではないかと考える。

事務局：外国籍の方々や遠い血縁の方で「縁故者」を使用することが多い。違いについて再度調査する。

委員：兄弟や親族間で揉め事が起きないだろうか。法的なものかどうかを理解して利用してくれるのか。

事務局：法的なものではないので、相続などは関連してこないが、周知をしていくなかで、市町村がこの制度を実施すると発信することによって、他の自治体や県・国が制度制定を考えてくれるきっかけとなると良い。市外病院でも理解していただけるのではないかと考える。

6 その他

女性デジタル人材育成基礎講座について

事務局：前回審議会のご意見を踏まえ、対象者を「再就職を考えている女性」とし、学習詳細で具体的な学習内容を設定した。

委員：AIの進化で失業者が増えるのではないかと考える。そういったことから、今後は仕事斡旋まで考えていくと良い。

事務局：ハローワークと相談し、この内容とした。女性の再就職は一般事務が多いとのことだった。

委員：製造業の現場でも、簡単な入力作業など、パソコンを使うことはある。

男女共同参画週間カラフルウィーク

人権連続講演会

委員：LGBTに関する配慮として中学校の制服がブレザーとなった。スラックス姿の女子生徒も数名いる。

助言者まとめ：パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を始めると想像外の事象が起こることが予想される。様々な相談などが出てくる法律のアドバイ

ザーが必要なのではないか。また、医師団や病院などへの周知や啓発もさらに必要になってくると考える。

また、市職員の時間外勤務時間数について、例えば、大学教員などは学会に関する職務は労働時間に含めないこととしており、どこまでを勤務時間と考えるかなどによって見方が異なる。有給休暇数の方が比較しやすいかもしれない。